

# 「総合療育センター再整備事業」 公共事業評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針

## 【対応方針】

計画通り実施する。

## 【対応方針決定の理由】

市立総合療育センターは、昭和 53 年の開設以来、本市の障害児（者）の療育及び医療の中核施設として、障害のある子どもの早期発見・早期支援、障害の程度に応じた療育訓練、相談支援など、様々な先進的な取り組みを行ってきた。

その一方で、近年、重症心身障害児（者）や発達障害児（者）の増加、在宅障害者の介護者の高齢化など、障害児（者）を取り巻く環境の変化に伴い、障害児（者）の医療・福祉に対するニーズは多様化、拡大化している。

しかし、総合療育センターは、開設後 35 年以上が経過し、施設の老朽化や狭隘化等が進み、これらのニーズの多様化・拡大化、また、それに伴う利用者の増加等に十分に対応することが困難となっている。

このため、本市では、「北九州市総合的な療育のあり方検討会」の報告（平成 22 年 10 月）も踏まえ、平成 24 年度、総合療育センターの再整備に向けて、機能面や施設面からの検討を行い、基本方針を整理した。

基本方針では、診療体制の充実や病床の増設等の機能充実を図るため、現在と同じ小倉南区春ヶ丘地区内での移転により、総合療育センターの建替えを行うこととした。

その後、平成 25 年度には、この基本方針を踏まえ、総合療育センターの現場スタッフ等と協議するとともに、有識者や利用者等で構成される「北九州市立総合療育センター再整備基本計画等アドバイザー会議」での意見等を踏まえながら、新しい施設の具体的な機能や規模、施設整備計画等について検討を行い、平成 26 年 5 月に基本計画として取りまとめたところである。

「総合療育センター再整備事業」に関する今回の公共事業評価（外部委員による検討会議）においては、これらの経緯を踏まえ、市が策定した具体的な事業計画（案）に対して、事業の必要性、有効性、効率性、それぞれの観点から検討がなされた結果、すべての構成員から「異論はない」との意見をいただいた。

また、基本計画や公共事業評価におけるパブリックコメントなどを通じて、市民からも多くの意見をいただいた。さらに、市議会においても、様々な観点から質疑・提案をいただくなど、関係部局も含め多くの議論を積み重ねてきた。

これらの経緯を踏まえ総合的に判断した結果、総合療育センターのさらなる機能向上や障害児（者）の在宅生活の支援体制の強化に向けた「総合療育センター再整備事業」については、平成 30 年度中の開所に向けて、計画通り事業を実施することとする。

なお、検討会議でいただいた意見については、それに基づき募集した市民意見も踏まえた上で、次のとおり対応する。

#### **(1) 施設の広域性について**

現総合療育センターの利用者のうち、外来診療及び入所・入院はいずれも約25%が市外（県内）の在住者となっている。

このようなことから、現在、福岡県に対して、総合療育センターの再整備に対する財政支援をお願いしているところであり、引き続き協議を行っていききたい。

#### **(2) 利用ニーズの把握について**

本市では、現在、区役所や子ども総合センター、福祉機関等での各種相談や、医療機関での健診等を通じて、障害児（者）の把握に努めており、必要に応じて、総合療育センターにつないでいる。

また、総合療育センターの地域支援室の専門職員が、保育所・幼稚園、学校等へ訪問し、相談を受ける中でも、その把握に努めている。  
今後とも、関係機関との連携を強化し、支援の必要な障害児（者）の早期発見に努め、早期療育、訪問支援など、ニーズに即した適切な支援を行っていききたい。

#### **(3) 運営について**

総合療育センターの再整備に当たっては、診療体制の充実や病床の増設に加えて病室の個室化やユニット化を図る予定である。

さらに、医療機器の更新等についても、これまで同様、適切に行いながら、より質の高い医療・福祉サービスを安全、安心な環境で提供していくこととしている。

このような取り組みを通じて、事業収支の安定化を図りながら、利用者サービスの向上に努めていききたい。

#### **(4) 事業スケジュールの管理について**

総合療育センターの再整備に当たっては、関連事業の進捗状況を把握するとともに、必要に応じて関係者との調整を行いながら、新センターの平成30年度中の開所に向けて、工程管理を着実にやっていききたい。